

チコ労務管理事務所通信

全国初！自治体が中小企業向けパワハラ対策マニュアルを作成

神奈川県がマニュアルを作成

職場のパワーハラスメント（パワハラ）問題への関心が高まる中、神奈川県では、昨年 11 月に知事メッセージ「ハラスメントのない職場づくりを神奈川から」を発信するなど、取組みを強化しています。

その一環として、県内の事業所におけるパワハラ対策の取組み状況等に関する実態調査を行い、その結果を踏まえた「中小企業向けパワハラ対策マニュアル」を全国で初めて作成しました。また、労働者のための啓発リーフレットも併せて作成しています。

パワハラの実態調査の概要

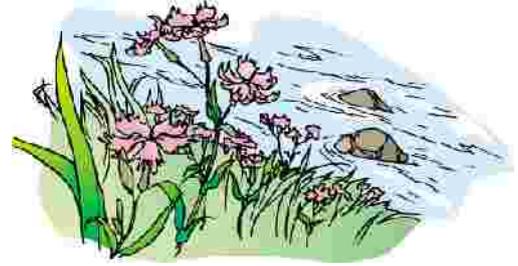
同県では、平成 24 年 7 月から 9 月にかけて県内 1,500 事業所を対象にアンケート調査を行い、県内事業所の実態を明らかにしました。以下が主な調査結果です。

- ・過去 1 年以内にパワハラの相談・苦情があった中小企業事業所は約 3 割（28.6%）
- ・中小企業事業所の 8 割以上（84.5%）がパワハラ対策を経営上重要と認識しているが、3 割以上（35.7%）が何も取り組んでいない。
- ・取組内容は、「会議や朝礼での注意喚起」がトップ（28.2%）で、「相談窓口の設置」は約 2 割（21.0%）、「研修・講習会の実施」は 1 割台（13.9%）

マニュアルの概要

マニュアルには、パワハラの実態調査の定義、企業の責任、取組実態、予防策などについて書かれており、次のような特徴があります

- ・厚生労働省、神奈川県経営者協会、連合神奈川などからのメッセージを紹介し、パワハラは労使を挙げて取り組むべき問題であるという姿勢を示す。
- ・中小企業で活用できるよう、企業に求められる取組



みをわかりやすく具体的に解説するとともに、企業や事業所の実情に応じたステップバイステップの取組方法を解説。

- ・実態調査を踏まえ、社員研修の実施方法や相談窓口の開設、運営について丁寧に解説。
- ・パワハラ対策の趣旨やポイントをまとめた小冊子「ダイジェスト版」の作成。

その他の対応

かながわ労働センターでは、パワハラを含めた職場のトラブルについて直通電話で相談できる「労働相談 110 番」を開設するなどして、適切に対応できる体制整備をしているとのこと。

自転車通勤に駐輪場の確保を義務付け

東京都が条例を採択

東京都は、自転車通勤を認めている企業に対して従業員が駐輪場を確保していることの確認を義務付け、自転車販売店に対して道交法に違反する自転車の販売を規制することなどを内容とする条例を採択しました。

こうした条例は全国で初めて、7 月 1 日から施行されます。ただし、罰則は設けられていません。今後、このような動きが他の自治体にも広がる可能性があります。

就業規則に明示がない場合も対象に

また、就業規則で自転車利用を禁止していない企業に対しては、通勤で利用する従業員用の駐輪スペースを確保することも義務付けています。

自転車通勤を積極的に禁止していないと、この条例が規定する内容に抵触する可能性があるようです。

事故により使用者責任を問われるリスクも

健康への関心の高まりなどから自転車通勤をする人が多くなっていますが、自転車通勤の実施には、従業員にも会社にも次のようなリスク・負担を伴います。

- (1) 交通法規や交通規制に対するリスク
- (2) 交通事故を引き起こしたり、事故に巻き込まれたりするリスク
- (3) 駐輪場の確保などの物理的な負担

企業としては、まずは自転車通勤を認めるかどうかについての検討が必要ですし、認める場合にはルールを作っておかないと、従業員が起こした事故により使用者責任を問われる可能性もあります。また、通勤手当の取扱いについても検討する必要があるでしょう。

現在、自転車通勤を黙認しているような会社では、ひとたび事故が発生してしまった際には、会社にとっても従業員にとっても不幸な結果となってしまいます。就業規則の見直しと併せて、保険への加入等も考える必要がありそうです。

なお、「中小企業定年引上げ等奨励金」については、平成 25 年 3 月 31 日までに、「65 歳以上への定年引上げ」、「定年制の廃止」、「希望者全員を対象とする 70 歳以上までの継続雇用制度」などの導入を行った中小企業事業主については、支給の対象となります。

また、「高年齢者職域拡大等助成金」についても、平成 25 年 3 月 31 日までに「職域拡大等計画書」を申請した事業主については、支給の対象となります。

法改正後も引き続き支給される助成金

「特定求職者雇用開発助成金」は、新たにハローワーク等の紹介により 60 歳以上 65 歳未満の者を継続して雇用する労働者として雇い入れた場合等に支給されるものですが、この助成金については、引き続き存在しています。

新設される予定の助成金

なお、「高年齢者労働移動受入企業助成金」(定年を控えた高年齢者で、その知識や経験を活かすことができる他の企業への雇用を希望する者を、職業紹介事業者の紹介により失業を経ることなく雇い入れた場合に支給)については、新しい助成金に移行する予定であり、今後、厚生労働省などから周知されるとのことです。

高年齢者雇用に関連した助成金の変更内容

法改正にあわせた変更

改正高年齢者雇用安定法の施行にあわせて、高年齢者雇用に関連した助成金の制度も変わっています。まだ不確定な部分もありますので、今後の動向に注目です。

法改正を機に廃止された助成金

従来の「中小企業定年引上げ等奨励金」「高年齢者職域拡大等助成金」は平成 25 年 3 月 31 日をもって終了となりました。

人事労務に関する手続き・ご相談・お問い合わせは...

チコ労務管理事務所

連絡先：〒130-0014 東京都墨田区亀沢 4-19-3

電話：03-3625-2927 FAX：03-6751-8185

e-mail: info@chiko-jimusho.com